

# 改正後（案）

○横浜市下水道条例施行規則(抜粋)

（排水設備の計画の確認の申請書等）

第8条 条例第4条（条例第14条第2項及び第37条で準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請書は、排水設備（水洗便所改造）計画確認申請書（第5号様式）とし、正副2部提出しなければならない。ただし、電子申請システムで提出する場合はこの限りではない。

2 第5条第3項の規定は、条例第4条の規定により申請書を提出する場合に準用する。ただし、水質試験表は、省略することができる。

3 市長は、条例第4条の確認をしたときは、第1項の申請書の副本に所要の事項を記載したものを申請者に交付するものとする。ただし、申請書が電子申請システムで提出された場合においては、市長が確認した申請書の写しの交付をもってこれに代えることができる。